

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和八年一月六日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

氏名又は名称	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
農業生産法人華やぎ 観光農園株式会社	京都府相楽郡精華町	大和郡山市杉町一一一番、一二番、一一三番、一一四番、一五番及び一一七番一

二 認可年月日

令和七年十二月二二二日